

政令第三百四十八号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄県の項中「二、六四一人」を「二、七四一人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

沖縄県の区域における警察事務の実情に鑑み、沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準を改める必要があるからである。